

○埴町個人番号の利用等に関する条例

(平成 27 年 12 月 15 日条例第 39 号)

(趣旨)

第 1 条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号。以下「法」という。）第 9 条第 2 項の規定による個人番号の利用及び法第 19 条第 9 号の規定による特定個人情報の提供等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(町の責務)

第 3 条 町は、個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずるとともに、個人番号の提供に関し、国との連携を図りながら、自主的かつ主体的に、地域の特性に応じた施策を実施するものとする。

(個人番号の利用範囲)

第 4 条 法第 9 条第 2 項に定めるこれらに類する事務は次のとおりとし、事務の処理に関して保有する特定個人情報ファイルにおいて個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができる。

- (1) 埴町ひとり親家庭医療費の助成に関する条例(平成 12 年埴町条例第 41 号)による医療費の助成に関する事務
 - (2) 埴町重度心身障害者医療費の給付に関する条例(昭和 49 年埴町条例第 22 号)による医療費の給付に関する事務
 - (3) 埴町こども医療費助成に関する規則（平成 16 年埴町規則第 2 号）による医療費の助成に関する事務
 - (4) 埴町就学援助費支給要綱（平成 24 年教育委員会告示第 5 号）による援助費の支給に関する事務
- 2 町長及び教育委員会は、前項各号に掲げる事務を処理するために必要な限度で、特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りではない。
- 3 町長又は教育委員会は、法別表第 2 の第 2 欄に掲げる事務を処理するために必要な限度で同表の第 4 欄に掲げる特定個人情報であって自らが保有するものを利用することができる。ただし、法の規定により、情報提供ネットワークシステムを利用して他の個人番号利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受ける場合は、この限りではない。

- 4 前2項の規定による特定個人情報の利用ができる場合において、他の条例、規則その他の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

(特定個人情報の他の機関への提供)

第5条 町長は、教育委員会から学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による児童及び生徒の就学の援助に関する事務（学校保健安全法（昭和33年法律第56号）の規定による医療に要する費用の援助に関する事務を含む。）を処理するために必要な生活保護関係情報（生活保護に関する規則で定める情報を含む。）、地方税関係情報、住民票関係情報（氏名、住所、生年月日、性別その他住民票に記録される情報を含む。）及び中国残留邦人等支援給付等関係情報の提供を求められたときは、当該情報を内容とする特定個人情報を提供することができる。

- 2 教育委員会は、町長から生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護の決定及び実施並びに徴収金の徴収に関する事務（同法の規定に準じて行われる規則で定める事務を含む。）並びに中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務を処理するために必要な学校教育法の規定による児童及び生徒の就学の援助に関する情報（学校保健安全法の規定による医療に要する費用についての援助に関する情報を含む。）の提供を求められたときは、当該情報を内容とする特定個人情報を提供することができる。

- 3 前2項の規定による特定個人情報の提供があった場合において、他の条例、規則その他の規定により当該特定個人情報と同一の内容の情報を含む書面の提供が義務付けられているときは、当該書面の提出があったものとみなす。

附 則

この条例は、平成28年1月1日から施行する。